

議案第 1 1 2 号

ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
制定について

ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市空家等対策の推進に関する条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等と市長が認めるものをいう。

第4条を削る。

第3条中「管理しなければならない」を「管理し、及び市が推進する空家等対策に協力しなければならない」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の発生の抑制及び有効な活用の促進並びに適正な管理がされていない状態の解消に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、空家等対策を推進するものとする。

第8条を削る。

第9条第1項中「管理不全空家」を「管理不全空家等」に改め、同条第3項中「第14条第9項又は第10項」を「第22条第9項から第11項まで」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第3号中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

付 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>管理不全空家 空家等(特定空家等に該当しないものに限る。)のうち、適正な管理がされていない状態のもの</u>と市長が認めるものをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適正に<u>管理しなければならない</u>。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 <u>市は、第1条の目的を達成するため、空家等の発生抑制及び有効な活用の促進並びに適正な管理がされていない状態の解消に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、空家等対策を推進するものとする。</u></p> <p>(管理不全空家に対する指導)</p> <p>第8条 <u>市長は、管理不全空家の所有者等に対し、適正な管理のための必要な措置について指導をすることができる。</u></p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第9条 市長は、特定空家等及び<u>管理不全空家</u>について、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、当該危険を回避するために必要な最低限度の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等</u>と市長が認めるものをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 <u>市は、第1条の目的を達成するため、空家等の発生抑制及び有効な活用の促進並びに適正な管理がされていない状態の解消に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、空家等対策を推進するものとする。</u></p> <p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適正に<u>管理し、及び市が推進する空家等対策に協力しなければならない</u>。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第8条 市長は、特定空家等及び<u>管理不全空家等</u>について、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、当該危険を回避するために必要な最低限度</p>	

旧	新	備考
<p>措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第14条第9項又は第10項</u>の規定により、市長又はその命じた者若しくは委任した者が必要な措置を現に行うことができる場合における特定空家等については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>（協議会の設置等）</p> <p><u>第10条</u> 次に掲げる事項を協議するため、<u>法第7条第1項</u>の規定により、市長の附属機関として、ひたちなか市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（1）<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）<u>法第14条</u>の規定による特定空家等に対する措置の方針に関すること。</p> <p>（4）略</p> <p>2～5 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第11条</u> 略</p>	<p>の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第22条第9項から第11項</u>までの規定により、市長又はその命じた者若しくは委任した者が必要な措置を現に行うことができる場合における特定空家等については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>（協議会の設置等）</p> <p><u>第9条</u> 次に掲げる事項を協議するため、<u>法第8条第1項</u>の規定により、市長の附属機関として、ひたちなか市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（1）<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）<u>法第22条</u>の規定による特定空家等に対する措置の方針に関すること。</p> <p>（4）略</p> <p>2～5 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	